

一、大久保彦左衛門之事

先夕天判筆記の儀に付、新井筑州へ罷越候處、宵の内語候様にとの事にて罷在候。例の物語の席に大久保彦左衛門事を被申候。京二條御城にて久世三四郎・坂部三十郎兩人、御加増被下候よし彦左衛門聞候て、其ま、登城いたし、兩人は御城より歸申時分路次にて出合、遙に聲を懸候て其方兩人登城何事に候やと尋申候。三四郎功者にて其顔色を見候處に、打果し申躰に見え候ゆゑ、三十郎をつめり申候て、されば不存御加増被下候。何の武功も無之候へども、たぶにて取候とて耳を持候て見せ申候へば、彦左衛門打笑候て、さてはたぶにて取候哉、能合點にて候。さやうのくされ知行は不入候とて、其ま、立歸申候。鎌倉の時分佐々木梶原が事に似申候。其時分ば、狐と申候て、ば、に狐つき候て、色々不思議の事仕候て、御番衆など慰に仕候。手に手中を握り申候を、取申と聲をあげ候へば、其ま、誰とるとも見え不申候て、手中に手巾見え不申候。其時分脉所あたりを、なにぞ通り申候様にひら／＼と仕候て、其儘手ぬぐひ見え不申由。彦左衛門聞申候て、我等は中々ば、め

にとられ申まじく候とて、わざ／＼參候て、右のば、に取て見候へと申候所に取得不申候。幾度仕候ても彦左衛門は、とられ不申とて辭退いたし候故、外の人いかにの儀にて、彦左衛門一人取得不申候哉とたづね候へば、あの様成馬鹿者はとられ不申候。是は各慰に被成事に候處、あの男は右手拭取申時分、我腕ともに打落し申覺悟にて參申候。脉所をひら／＼と通申時分、脇指にて我手を打落す分別にて御座候。わけも無之儀に候へども、決斷の所格別成事に御座候。武へんいたし候もことわりと奉存候。同年閏月十一日 先生御手紙右數ヶ條の筆記も典臆心得を以、同年之夏被入御覽候て、本紙は追て被返下候。今冊子として可觀小説と號す。

正徳五年冬十一月初八日

淺新齋主人青地禮幹謹識

可觀小説卷三

一、濱田屋彌兵衛紅毛人を取控ぐ

白石話寛永中長崎代官末次平藏と云者の手代、漳州人商賣に渡す

所の大船を、臺灣國の手下の紅毛人等奪取て、財貨投盡す。臺灣は大宛、東寧、たかき、皆同、事也、漳州へ行中宿の物なり。平藏此事を深く遺恨に思ひぬれども、

可爲様なくて月日を送る。時に長崎邊の百姓に、鈴田彌兵衛と云者あり。鈴田或は彌田に作る。子は新藏、弟は五左衛門と云。平藏

へ云様は吾等に任せられなば臺灣國へ參り、其大將せねれるを捕へて、日本船を奪取し財物は不及申、悉く取もどしこんと云。平藏任其旨渡海せしむ。彌兵衛大船を作つて百姓を百餘人提出し、子弟共に出船す。但兵具の類は何も不持、百姓には不殘饗、相・鎌等の農具を船に積入、其身などは羽織の下に脇刺一腰さし、擬大宛の濱へ到着し、日本人着船といふ。國中より起て出、石火矢・鐵炮等にて、其船を取圍みあげたてず。彌兵衛通事を以て云様は、盜賊などにては聊無之候。此國には空地多く人少く候儀兼て存候。日本の百姓は能く作毛を仕候故、地の廣き所を借て耕作仕、五

の爲に宜敷仕度候。其しるしには武具の類は一向無之候。船中可有一覽と云。大宛人船中を探索するに、農具の外は無之。依て地をあたへて作毛せしむ。大宛國の城下を藉坎トクと云。彌兵衛大將せねれるに見見せん事を請。或時せねれる彌兵衛に對面す。高座を設て嚴重を示し、二三度も對す。其後座へ登て彌兵衛を近づけ問答す。其時忽ち起上りせねれるを取て押へ、喉ぶえへ脇刺切先を指當、左の手にて胸をひしと取て賣て云、日本人の船掠め押領せしが爲に今如此。所奪の財物以下すきと還し、詫言仕るならば命をたすくべし。左なくんば忽切殺すべしと云。せねれる諸臣下大に驚き、弓矢・鐵砲を取て向ふ。せねれる制之、必疎忽すべからず我に誤あり。財物相還すべしと云。時に新藏・五左衛門兩人脇指にて二三人も斬る。たてわりに切たるを見て、逃迷て不出合。其時彌兵衛せねれるを引起し、船を繋ぎたる所へつれゆき船中へ入。擬最前の財貨及大宛の金銀までも、思ふまゝに船へ入させ、其上にて云様は、せねれるをはなちやらば、國人定て重て我船をしたひ打事有べし。夫故せねれるをば日本へつれゆき、追て返すべしと云。せね